

XVII 鳥 獣 保 護

1 鳥獣保護区等の状況

(1) 鳥獣保護区

(単位:ha)

指 定 区 分	指定箇所数	管理者別箇所数		面 積			
		環境庁長官	知事	総数	国有地	民有地	水面
総 数	82	-	82	52,138	2,521	42,045	7,572
環 境 大 臣	-	-	-	-	-	-	-
知 事	82	-	82	52,138	2,521	42,045	7,572

(2) 特別保護地区

(単位:ha)

指 定 区 分	指定箇所数	管理者別箇所数		面 積			
		環境庁長官	知事	総数	国有地	民有地	水面
総 数	32	-	32	1,664	25	1,202	437
環 境 大 臣	-	-	-	-	-	-	-
知 事	32	-	32	1,664	25	1,202	437

(3) 休猟区

(単位:ha)

指 定 区 分	指定年度	指定箇所数	指定面積	指定期間	摘 要
知 事	R3	2	4,633	R3.11.1~R6.10.31	
〃	R4	5	9,096	R4.11.1~R7.10.31	
〃	R5	2	3,447	R5.11.1~R8.10.31	

(4) 特定猟具使用禁止区域(銃器)

(単位:ha)

指 定 区 分	指定箇所数	面 積			摘 要
		総数	陸地	水面	
知 事	62	81,279	24,336	56,943	

(5) 狩猟鳥獣の捕獲制限及び猟法の制限区域等

(単位:ha)

指 定 区 分	制限区分	指定面積	指定期間
知 事	くくりわな架設禁止	7,832	H26.11.1~R6.10.31
	鉛散弾規制地域	85	H12.11.1~永 年

(6)種類別、農林事務所別明細

ア 鳥獣保護区

(単位:ha)

区 分	指定箇所数	指定面積	内 訳			摘 要
			国有地	民有地	水面	
総 数	82	52,138	2,521	42,045	7,572	
岩 国	10	5,020	930	4,088	2	
柳 井	5	2,255	-	2,244	11	
周 南	10	4,467	710	3,520	237	
山 口	13	6,188	162	5,197	829	
美 祢	16	11,806	1	11,435	370	
下 関	14	7,488	86	6,882	520	
長 門	2	8,140	-	3,120	5,020	
萩	12	6,774	632	5,559	583	

イ 特別保護地区

(単位:ha)

区 分	指定箇所数	指定面積	内 訳			摘 要
			国有地	民有地	水面	
総 数	32	1,664	25	1,202	437	
岩 国	5	204	23	181	-	
柳 井	-	-	-	-	-	
周 南	4	587	-	350	237	
山 口	5	74	-	74	-	
美 祢	6	396	-	212	184	
下 関	8	208	2	192	14	
長 門	1	67	-	67	-	
萩	3	128	-	126	2	

ウ 休猟区

(単位:ha)

区 分	指定箇所数	指定面積	内 訳		摘 要
			陸地	公有水面	
総 数	9	16,606	16,400	206	
岩 国	-	-	-	-	
柳 井	-	-	-	-	
周 南	1	4,597	4,496	101	
山 口	3	5,264	5,197	67	
美 祢	-	-	-	-	
下 関	1	1,100	1,098	2	
長 門	-	-	-	-	
萩	4	5,645	5,609	36	

エ 特定猟具使用禁止区域(銃器)

(単位:ha)

区 分	指定箇所数	指定面積	内 訳		摘 要
			陸地	公有水面	
総 数	62	81,698	24,754	56,944	
岩 国	7	10,625	1,774	8,851	
柳 井	2	25,390	110	25,280	
周 南	16	11,743	5,527	6,216	
山 口	11	3,721	1,958	1,763	
美 祢	14	2,449	2,285	164	
下 関	6.5	19,512	10,540	8,972	
長 門	1.5	3,324	886	2,438	
萩	4	4,934	1,674	3,260	

才 狩猟鳥獣の捕獲制限及び猟法の制限区域

(単位:ha)

農林事務所	制限区分	区 域	面 積	期 間
岩 国	くくりわな架設禁止	西中国地域国定公園 の区域及び羅漢山県 立自然公園の区域	7,832	H 26.11.1~R6.10.31
周 南	鉛散弾規制地域	周南市向道湖	85	H12.11.1~永 年

カ 猟区

(単位:ha)

農林事務所	名 称	設定面積	摘 要
柳 井	周防大島猟区	13,715	

2 狩猟免許等交付状況

(1) 狩猟者登録

(単位:人)

年 度	総 数	内 訳			県外者 (内数)
		網・わな(旧甲種)	第一種(旧乙種)	第二種(旧丙種)	
29	3,405	2,153	1,206	46	117
30	3,320	2,118	1,160	42	107
R1	3,343	2,197	1,097	49	103
R2	3,344	2,221	1,073	50	100
R3	3,370	2,251	1,075	44	103
R4	3,361	2,263	1,046	52	100
R5	3,248	2,193	1,005	50	101

(2) 手数料(再交付を含む)

(単位:件)

年度	経験者		初心者		狩猟免許 更 新	狩猟者 登 録	飼養鳥獣 登 録	免許等 再交付
	網・わな (旧甲種)	第一・二種 (旧乙・丙種)	網・わな (旧甲種)	第一・二種 (旧乙・丙種)				
29	55	21	225	38	954	3,405	-	31
30	15	15	152	42	1,738	3,320	-	26
R1	28	7	247	35	758	3,343	-	28
R2	25	18	207	39	1,000	3,344	-	32
R3	52	11	201	48	1,578	3,370	-	45
R4	25	13	195	47	849	3,367	-	39
R5	18	17	188	32	1,005	3,248	-	30

3 狩猟者登録により捕獲された主な鳥獣

(1) 鳥類

(単位:羽)

年度	ゴイサギ	キ	ジ	ヤマドリ	コジュケイ	カモ類	シギ類	キジバト	カラス類	スズメ
28	-	350	43	4	851	3	123	201	16	
29	-	323	19	7	1,249	1	79	165	13	
30	2	269	46	2	441	-	86	138	6	
R1	-	199	34	5	1,137	-	77	140	4	
R2	-	181	26	2	968	-	77	194	10	
R3	-	141	15	-	1,054	-	80	177	8	
R4	-	116	21	-	779	-	52	111	2	
R5	-	116	19	-	1,027	1	50	31	11	

(2) 獣類

(単位:頭)

年度	イノシシ	キツネ	オスジカ	メスジカ	タヌキ	テ	ン	オスイタチ	ノウサギ	ノイヌ
29	4,642	3	438 (3)	465	266	-	-	-	114	-
30	7,842	4	385 (1)	474	286	2	-	-	91	-
R1	5,075	3	553 (-)	617	181	-	-	-	103	2
R2	5,865	3	683 (28)	807	172	1	-	-	86	-
R3	5,879	10	617 (-)	935	254	-	1	1	78	-
R4	5,694	11	815 (2)	1,022	191	1	2	2	70	-
R5	2,905	6	846 (17)	1,031	110	2	-	-	35	-

※()書きは、雌雄不明分。

4 知事等の捕獲許可による捕獲鳥獣

(1) 有害鳥獣

ア 鳥類

(単位:羽)

年度	ゴイサギ	カモ類	キジバト	カラス類	スズメ	ドバト	ヒヨドリ
29	28	11	17	460	12	412	121
30	-	7	-	337	2	154	55
R1	-	1	2	440	1	51	31
R2	3	-	1	427	71	116	29
R3	7	-	-	289	83	101	83
R4	11	-	-	235	35	91	60
R5	1	1	1	175	7	185	80

イ 獣類

(単位:頭)

年度	ク	マ	イノシシ	オスジカ	メスジカ	キツネ	タヌキ	ノウサギ	ノイヌ	サル
29	10	10,489	942 (804)	997	1	1,161	51	-	668	
30	16	15,034	923 (518)	990	6	1,031	38	-	949	
R1	21	11,778	1,141 (473)	1,180	1	680	51	-	876	
R2	28	16,124	1,309 (1,102)	1,498	4	892	36	-	805	
R3	46	15,387	2,098 (38)	2,260	2	780	48	-	818	
R4	30	13,706	2,166 (109)	2,363	4	861	43	-	706	
R5	53	9,276	2,579 (12)	2,674	3	501	36	-	592	

※()書きは、雌雄不明分。

